

設計図書等に関する質問回答
(令和4年2月22日公告分)

業 務 名	あかし保健所感染性産業廃棄物等処理業務委託（単価契約）	
質 問	<p>公告文中の「6 見積合せ参加申込み」の(1)と提出書類等様式一覧の欄外※に記載されている「公告文等にて提出を求めている必要書類」には何がありますか。</p>	
1 回 答	<p>本見積合せに参加するには、下記の書類の提出が必要となります。 ※提出が無ければ無効となります。</p> <p>①公募型業務委託見積合せ参加申請書（指定様式） ②見積書（指定様式） ③業務費内訳書（指定様式） ④配置予定業務責任者の雇用関係を証する書類の写し ⑤廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の4第1項の規定による兵庫県知事の許可を受けた特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物を含むこと。）の収集・運搬事業者であることを証する書類（許可書）の写し ⑥法第12条の5第1項の規定に基づき、電子情報処理組織（以下「電子マニフェストシステム」という。）の利用が可能であることを証するものとして、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの発行する電子マニフェストシステムの加入証（書類）の写し ⑦見積参加者が、特別管理産業廃棄物の処分を法第14条の4第6項の規定による許可を受けた他の事業者に行わせる場合※1には、当該事業者（処分業者）が特別管理産業廃棄物処理の許可を受けているものであることを証する書類（許可書）の写し ※1 見積参加者が自ら処分を行う場合には、上記⑦の書類（許可書）の写しを本見積合せ終了後、市へ提出していただく必要がありますのでご準備ください。</p> <p>その他に、郵送用の封筒には指定様式の「宛名シール」を貼付して送付してください。また、郵送後は指定様式の「公募型業務委託見積合せ参加確認書」をファクシミリにより送付してください。</p> <p>（注）契約締結に際しては、別途必要となる書類があります。</p>	
以下、質問はありません。		